

告示第27号

令和6年5月8日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 枝元 昌一郎

鹿児島市交通局バス運行データ分析事業に係る企画提案競技参加者の資格について（公告）

鹿児島市交通局バス運行データ分析事業に係る企画提案競技参加者の資格について、次のとおり定めたので公告します。

記

1 事業の概要

鹿児島市交通局が所有する市電・市バスの乗降データと、人流データや沿線人口等のデータとを組み合わせることで分析することにより、当該分析結果を用いて運行ダイヤ及び運行経路を最適化し、持続可能な自動車運送事業の構築を図ることを目的として、当該分析に関するシステムの構築及びコンサルティング等について委託するもの。

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）において納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に本社を有するものにあつては、本社所在地の市区町村税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (3) 参加申込書提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 令和元年度以降において、交通事業者におけるバス運行データ分析業務の受託実績を有すること。

3 企画提案競技への参加申し込み手続き

この企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、別紙「鹿児島市交通局バス運行データ分析事業に係る企画提案競技実施要領」にしたがって必要な書類を提出してください。

4 企画提案競技参加資格審査申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

本公告の日から令和6年5月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局総合企画課

電話 099-257-2111（内線）203

FAX 099-258-6741

メール mori-y17@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出方法

提出書類は、持参または郵送（書留郵便に限る）により提出することとし、郵送の場合は提出期限必着とする。（期限厳守。期限後は受理しない。）なお、ファックス及び電子メールによる提出は不可とします。

(4) 提出部数 各1部

5 その他

申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市交通局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができます。